

事務連絡
平成30年2月15日

介護サービス事業者 各位

今治市健康福祉部
高齢介護課長

指定居宅サービス事業所及び指定介護老人福祉施設における
生活相談員の資格要件について

厚生労働省令等で配置を義務付けられている標記資格要件について、愛媛県から下記のとおり要件を改正のうえ、平成30年4月1日から適用する旨の通知がありましたので、お知らせします。詳細については、別紙の愛媛県長寿介護課からの通知をご確認ください。

なお、同年3月31日までの当該要件の取扱いについては、従前の取扱いを適用しますのでご注意ください。

記

【改正内容】 ※ 資格要件(4)イ

改正前	改正後
介護福祉士であって、 <u>当該事業を行う施設・事業所</u> に常勤職員として2年以上の勤務経験を有する者	介護福祉士であって、 <u>社会福祉事業等を行う施設・事業所</u> に常勤職員として <u>通算2</u> 年以上の勤務経験を有する者

(参考)

愛媛県ホームページ > 長寿介護課 > 介護サービス事業者の方へ

> 愛媛県通知関係 > 生活相談員の資格要件について

http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyuu/documents/seikatusoudanni_nyouken.pdf/

今治市 健康福祉部
高齢介護課 介護保険担当
TEL: 0898-36-1526 (直通)